

総合基本施策の基本目標に関する 今後の進め方の検討について

令和８年９月14日

総合基本施策の基本目標に関する今後の進め方の検討について

- 火山本部では、「火山調査研究の推進について―火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（以下「総合基本施策」という。）及び「火山に関する総合的な調査観測計画」（以下「調査観測計画」という。）を令和8年7月14日に本部決定。
- 総合基本施策では、
 - 当面10年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項
 - 当面10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究
 - 火山研究・実務人材の育成と継続的な確保について基本目標を設定するとともに、横断的な事項として
 - 予算の確保・調整等
 - 火山に関する観測、測量、調査及び研究の成果に関する広報活動の推進
 - 地震調査研究推進本部、地震火山観測研究計画（建議）等との連携
 - 地方公共団体、関係行政機関等との連携
 - 国際的な連携等を設定。さらに、調査観測については調査観測計画において具体を定めている。
- 本日の部会では、総合基本施策で設定された基本目標に関して、火山本部において早期に着手して検討を進める事項や、各機関がそれぞれ着実に実施する事項等を確認し、今後の進め方について意見交換を行う。

総合基本施策の基本目標に関する今後の進め方（案）について

章	大項目	小項目	基本目標	今後の進め方（案）
第2章 当面10年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項	1. 火山に関する総合的な調査観測の推進	(1) 基盤的な調査観測	陸上観測体制の整備・運用・更新・高度化	・ <u>火山本部において検討する場を設置</u> ・ 各機関において着実に実施
			海域観測体制の整備・運用・高度化	・ 各機関において着実に実施
			噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査の推進	・ 総合基本施策・調査観測計画部会にて計画決定 ・ 各火山の基礎情報調査を推進 ・ <u>長期評価部会において成果の活用検討</u>
		(2) 機動的な調査観測	機動的な調査観測の推進	・ 機動グループ、各機関において着実に実施
		(3) リモートセンシング技術の活用	基盤的・機動的な調査観測におけるリモートセンシング技術の活用	・ 各機関において着実に実施
		(4) 物質科学分析体制の構築	基盤的・機動的な調査観測のための物質科学分析体制の構築	・ <u>火山噴出物分析センターを整備・運用</u>
	2. 火山に関するデータベース・データ流通		データベースの整備・運用・更新・高度化	・ <u>火山本部において検討する場を設置</u>
			データ流通プラットフォームの整備・運用・更新・高度化	・ 各機関が着実に実施
第3章 当面10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究	1. 火山活動評価手法に関する調査及び研究	(1) 火山活動評価のための基礎情報に関する調査及び研究	地質調査、物質科学分析等の結果に基づく噴火事象系統樹や階段ダイアグラム、噴火推移の解明に関する調査及び研究の推進	・ V-LEADや各機関において着実に実施 ・ <u>長期評価部会において活火山等の選定、各火山の活動度のランク分けを検討</u>
			地球物理学的手法による火山体構造推定や物質科学分析等の結果に基づいて、噴火発生場を把握する調査及び研究の推進	
			連続的な観測データに基づく、数十年単位の火山活動の状態把握に関する調査及び研究の推進	
			活火山の選定、及び活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山の選定や、活火山の活動度によるランク分け	
	(2) 火山活動の状態の把握と予測に関する調査及び研究		噴火前兆の即時把握に基づく噴火発生予測手法及び噴火発生の即時把握手法の調査及び研究の推進	・ V-LEADや各機関において着実に実施
			調査観測データ、物質科学分析、物理・化学モデル等に基づく、噴火準備過程や噴火切迫性、火山活動推移過程の評価を行うための手法の調査及び研究と高度化の推進	

（※次項に続く）

総合基本施策の基本目標に関する今後の進め方（案）について

章	大項目	小項目	基本目標	今後の進め方（案）
第3章 当面10年間に推進すべき火山に関する調査及び研究	2. 火山ハザード評価手法に関する調査及び研究	(1)火山ハザード把握手法に関する調査及び研究	火山ハザード把握手法に関する調査及び研究の推進	・V-LEADや各機関において着実に実施
		(2)火山ハザード予測手法に関する調査及び研究	火山ハザードの影響範囲を予測するためのシミュレーション技術等に関する調査及び研究の推進	・V-LEADや各機関において着実に実施
			即時把握した噴火の位置・規模・様式等の情報と火山ハザードのシミュレーション技術等を統合した、即時火山ハザード予測図の作成手法等に関する調査及び研究	
	3. 火山に関する総合的な評価を活動火山対策に活用するための調査及び研究		火山ハザード情報を効果的に活用する手法に関する調査及び研究の推進	・V-LEADや各機関において着実に実施
			火山ハザードが社会に与える影響の評価手法に関する調査及び研究の推進	
第4章 火山研究・実務人材の育成と継続的な確保	1. 火山研究人材の育成と継続的な確保		火山研究人材の育成と継続的な確保	・V-LEAD、即戦力プログラム、各機関において着実に実施
	2. 火山実務人材の育成と継続的な確保		火山実務人材の育成と継続的な確保	・即戦力プログラム、各機関において着実に実施
第5章 横断的な事項	1. 予算の確保・調整等			・予算調整部会、各機関において着実に実施
	2. 火山に関する観測、測量、調査及び研究の成果に関する広報活動の推進			・火山本部、各機関において広報活動を推進
	3. 地震調査研究推進本部、地震火山観測研究計画（建議）等との連携			・火山本部、各機関において連携を推進
	4. 地方公共団体、関係行政機関等との連携			・火山本部、各機関において連携を推進
	5. 国際的な連携			・火山本部、各機関において連携を推進

（※前項より）

長期評価部会の設置について

令和 8 年 6 月 2 3 日

火山調査研究推進本部

火 山 調 査 委 員 会

火山に関する基礎情報に基づいて火山活動度の客観的な評価指標や全国の活火山を評価する基準等を検討し、活火山の選定、及び活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山の選定や、活火山の活動度のランク分けに資する、長期的な観点からの噴火の可能性の評価を実施するため、本委員会の下に長期評価部会（以下「部会」という。）を設置し、以下の事項について調査審議を行う。

1. 審議事項

- (1) 火山に関する基礎情報に基づく火山活動度の客観的な評価指標や全国の活火山を評価する基準等の検討
- (2) 活火山の選定、及び活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山の選定や、活火山の活動度のランク分けに資する、長期的な観点からの噴火の可能性の評価
- (3) その他必要な事項

2. 構成員等

- (1) 部会の構成員は、火山調査委員会の委員及び専門委員の中から火山調査委員会委員長が別途指名する。
- (2) 部会に部会長を置き、部会の構成員の中から火山調査委員会委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会構成員以外の専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. その他

上記に定めるもののほか、部会の議事その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

火山調査研究の推進に関する取組

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)

47億円
32億円
13億円



文部科学省

概要

活火山法に基づき、令和6年4月に**火山調査研究推進本部が設置**された。**火山調査研究推進本部の着実な運営、一元的な火山調査研究の推進、火山の機動観測体制の構築、火山噴出物分析センターの整備、火山専門家の育成・継続的な確保の推進などの取組を行う。**

関連する主な政策文書：
「経済財政運営と改革の基本方針2026」(R8.7.21閣議決定)
富士山噴火等の火山災害への対策や、火山調査研究推進本部における調査研究、人材確保・育成に取り組む。

1. 火山調査研究推進本部の運営

1.1億円 (1.1億円)

- ・政策委員会及び関連部会等の開催
(予算、調査観測計画の策定等)
- ・火山調査委員会及び関連部会等の開催
(総合的な評価等)
- ※このほか、大規模噴火時等に緊急で臨時会を開催

- － 会議開催支援、火山活動評価等に必要な資料の収集・整理等
- － 旅費・謝金等



総合基本施策
・
調査観測計画

調査観測データ
・
研究成果

国としての見解を議論し、とりまとめて公表。
国・自治体等の防災行政への活用。

2-1. 一元的な火山調査研究の推進

◆ **精密構造・噴火履歴等の基礎情報調査** **2.6億円 (2.6億円)**

電磁気、音波等の調査やボーリングにより、本部の総合的な評価に必要な陸域・海域の火山の噴火履歴・火山体構造等、**基礎情報の収集のための調査研究を実施。**

◆ **常時観測点の強化・運用**

1.7億円 (1.4億円)

[観測機器の運用]

常時観測点の強化に伴い、**JVDN (火山観測データの収集システム) の運用による観測情報の収集・共有等を実施。**

[観測機器の整備]

12.5億円

火山の調査研究に必要な観測データ収集のための**観測点を整備。**

2-2. 火山の機動観測体制の構築

1.0億円 (1.0億円)

火山本部の計画の下、防災科学技術研究所において、大学・研究機関等との協力による機動観測体制を構築。火山噴火時など**機動的・重点的な観測が必要な火山の観測を行うため、平時からの観測・調査体制を強化**する。

2-3. 火山噴出物分析センターの整備

19.1億円

火山本部による火山活動推移評価に資するため、**平時・噴火発生時に火山噴出物(火山灰・噴石・火山ガス等)の分析を一元的かつ継続的に実施する拠点を防災科研に整備。**

3. 火山の研究開発や火山専門家の育成・継続的な確保の推進

◆ **火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト (V-LEAD)** **6.2億円 (5.4億円)**

火山本部の総合基本施策に基づき、**火山ハザード対策に向けた研究開発と火山研究者の育成を強化。**

◆ **即戦力となる火山人材育成プログラム** **1.4億円 (1.1億円)**

火山の専門性の高い大学等において、火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会提供や、関連分野の研究者等の火山研究への参画促進、自治体等における実務者への火山の専門知識・技能の取得支援等を行うことで、**幅広い知識・技能を習得した即戦力となる火山研究・実務人材を育成。**

◆ **火山調査研究推進本部との連携のための防災科学技術研究所における人員体制の継続確保** **1.1億円 (0.8億円)**

(担当：研究開発局地震火山防災研究課)

(参考) 火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト

V-LEAD : Volcanic hazard research and Leadership in Education and human resource Development

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

6億円
5億円



背景・課題

火山ハザードの適切な把握と火山研究人材の継続的な確保の必要性

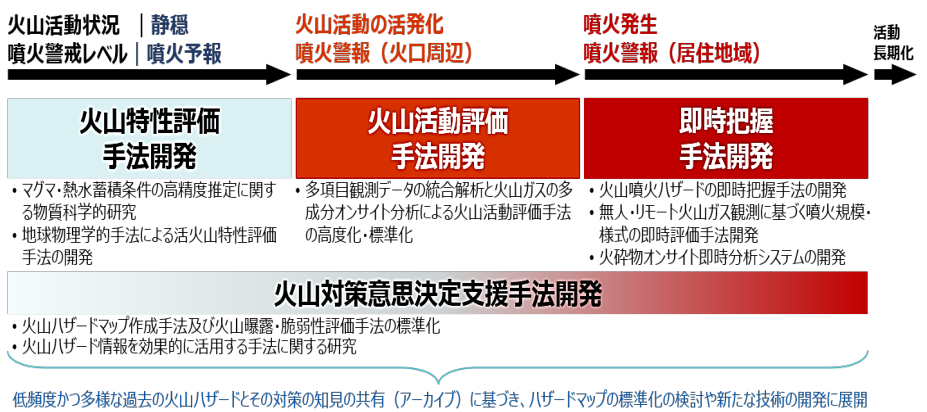
- ◆ 甚大な被害が生じた平成26年の御嶽山の噴火等を踏まえ、「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（平成28年度～令和7年度）」により、「観測・予測・対策」の一体的な火山研究と幅広い知識・技能を持つ次世代の火山研究者の育成を両輪で実施。数多くの噴火発生場に関する科学的知見の獲得と気象庁や大学・研究機関等へ多数の人材を輩出。
- ◆ 一方で、活火山法の改正、火山本部の設置、総合基本施策の策定等を受け、今後は、国民の生命・財産に直接的に被害を及ぼす火山ハザードに着目し、火山活動の状態や火山ハザードの適切な把握による、効果的な防災計画の策定や警戒避難対策、噴火発生後の被災対応、復興に資する適切な情報の発信に繋げることが課題。また、全国の大学や研究機関等の連携に基づく、専門性と学際性を兼ね備えた高度な火山研究人材の継続的な育成も不可欠。

事業内容

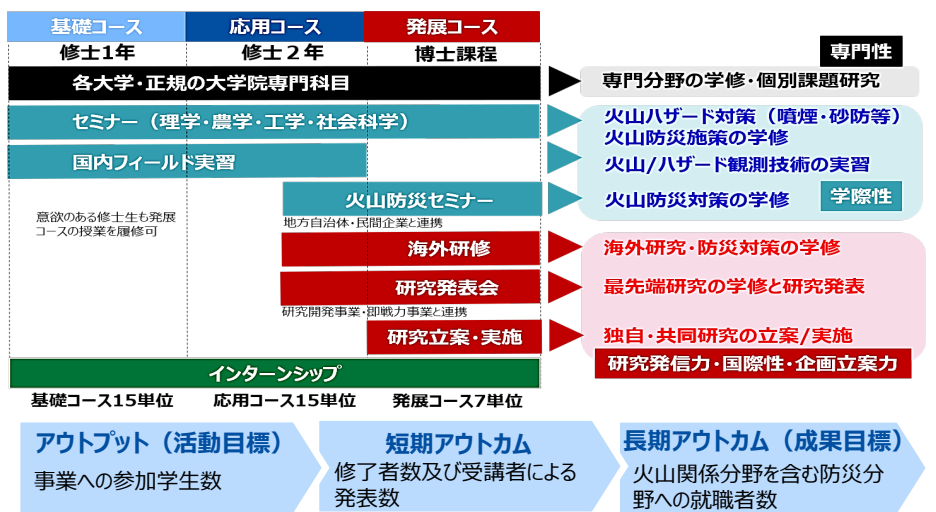
火山活動状況に応じた火山ハザード対策に向けた学際研究と高度研究人材育成

- ◆ 火山本部の総合基本施策に基づき、火山ハザード対策に資するため、火山特性評価手法の開発（火山の現在の状態や特性の把握）、火山活動評価手法の開発（火山活動の推移の評価と今後の見通しへの活用）、即時把握手法の開発（噴火の発生やハザード状況の迅速な把握）、火山対策意思決定支援手法の開発（事前の予防や被害の最小化に向けた判断の支援）を実施。特に令和9年度においては、火山灰の飛散状況全体をリアルタイムで把握する技術開発を充実する。
- ◆ 修士課程及び博士課程の大学院生を対象に、火山ハザード対策研究に必要な専門的かつ学際的知識を修得するための教育カリキュラムを構築することで、企画立案力のある火山研究人材を育成し、将来を担う火山研究人材の継続的確保を目指す。
- ◆ 日伊首脳会談等を踏まえた日伊間の共同研究の実施や人材育成協力の強化を図る。

火山ハザード対策研究推進・開発事業



火山ハザード対策研究人材育成事業



事業スキーム

委託先機関：防災科学技術研究所・東北大学
事業期間：令和8～17年度



関連する主な政策文書

『経済財政運営と改革の基本方針2026』
(R8.7.21 閣議決定)

『活動火山対策特別措置法』(S48 法律第61号)

富士山噴火等の火山災害への対策や、火山調査研究推進本部における調査研究、人材確保・育成に取り組む。

（火山に関する調査研究体制の整備等）第三十条 国及び地方公共団体は、火山に関する観測、測量、調査及び研究のための施設及び組織の整備並びに大学その他の研究機関相互間の連携の強化に努めるとともに、国及び地方公共団体の相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、及びその知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じ当該人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない。

(担当：研究開発局地震火山防災研究課)